

平成25年生活扶助基準改定に関する最高裁判所判決を踏まえた生活保護費の追加給付に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）における生活扶助基準が平成25年8月に改定されたことによる生活保護変更決定処分に対する令和7年6月27日最高裁判所第三小法廷判決（以下「最高裁判決」という。）において、最高裁判決に係る原告に対する生活保護変更決定処分が取り消されたことを受けて、法による保護を受けている者に対して保護の変更処分が行われることを踏まえ、この取扱いに準じ、法第6条第1項に規定する被保護者（以下「被保護者」という。）でなくなっている者等に対して当時の生活保護費の差額に相当する給付金（以下「追加給付金」という。）を給付することに関し、国が定める最高裁判決への対応を踏まえた保護費等の追加給付に係る支給事務マニュアルのほか、必要な事項を定めるものとする。

(給付対象者)

第2条 追加給付金の対象となる者（以下「給付対象者」という。）は、平成25年8月から令和8年3月までの間において綾瀬市福祉事務所長（以下「福祉事務所長」という。）から法の規定による保護の開始の決定を受けた者が属する世帯の世帯主であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 平成25年8月から令和8年3月までの間の生活保護法による保護の基準の特例（令和8年厚生労働省告示第43号。以下「特例告示」という。）が適用される日までの間において法第26条の規定に基づき被保護者でなくなった者
- (2) 法の規定による保護の変更処分（特例告示の適用を受けて行うものに限る。）に係る追加給付がされていない者（前号に掲げる者を除く。）

(給付額)

第3条 追加給付金の額は、最高裁判決に係る原告に対する生活保護変更決定処分が取り消されたことを受けて、法による保護を受けている者に対して行う保護の変更処分の取扱いに準じて市長が定める額とする。この場合において、次条の規定による申出の際現に死亡している世帯員がいるときは、当該世帯員を除いて追加給付金を算定するものとする。

2 前項の規定による給付額の算定は、次条の規定による申出に係る添付書類に基づき行うものとし、添付書類が提出されず、又は給付額の算定に係る事実が確認できない場合は、当該添付書類に基づく給付（生活扶助費の算定に係る加算を含む。）は行わないものとする。ただし、福祉事務所長が公簿等を確認することにより給付額を算定できる場合は、当該添付書類に基づく給付を行うことができる。

（給付の申出）

第4条 追加給付金をの給付を受けようとする給付対象者は、平成25年生活扶助基準改定に関する最高裁判決を踏まえた保護費の追加支給に係る申出書（以下「申出書」という。）を福祉事務所長に提出しなければならない。

2 前項の申出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、福祉事務所長が公簿等を確認することにより給付額を算定できる場合は、当該事実に係る書類の提出を要さない。

（1）生活保護を受給していた世帯員全員の戸籍謄本（全部事項証明書）の写し（外国籍の場合は住民票の写し）

（2）加算に関する事実を証明する書類

（3）申出をする者の本人確認書類

（4）振込先口座が確認できる書類

（5）前各号に掲げるもののほか、追加給付金の額の算定に係る事実を確認するための書類として福祉事務所長が必要と認める書類

（給付対象者が死亡している場合の給付の申出）

第5条 前条の規定による申出の前に給付対象者が死亡していた場合における同条の申出は、次の表の左欄に規定する申出者の順位に従い、同表の右欄に掲げる者が行うものとする。

順位	申出を行う者
第1順位	配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
第2順位	子
第3順位	父母
第4順位	孫
第5順位	祖父母
第6順位	兄弟姉妹

第7順位	曾孫
第8順位	甥姪

備考1 上位の順位の者が存在せず、又は申出を行うことができないと認められる理由がある場合に限り、順次に下位の順位のうち最上位の者が前条の規定による申出を行うものとする。

2 同一順位の者が複数である場合は、代表者が申出を行うものとする。

(代理による申出等)

第6条 前2条の規定により追加給付金の給付の申出を行うことができる者（以下「申出権者」という。）による申出が困難であると認める場合は、当該申出権者に代わり、次に掲げる者が代理して、第4条の規定による給付の申出を行うことができる。

(1) 申出権者と同じ世帯に属する者

(2) 申出権者の法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人並びに代理権付与の審判がなされた保佐人及び補助人）

(3) その他福祉事務所長が認める者

2 前項の規定により代理人が給付の申出を行う場合は、委任状（前項第2号を除く。）及び代理権があることを証する書類を提出しなければならない。

3 第1項の規定により代理人が給付の申出を行う場合は、代理人に公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させることにより、代理人の本人確認を行うものとする。

(申出の期限)

第7条 第4条第1項の規定による申出の期限は、令和9年7月31日とする。

(支給の決定等)

第8条 市長は、第4条第1項の規定により申出書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、給付の可否を決定し、申出者に対しその旨を通知し、追加給付金を給付するものとする。

(給付に関する周知等)

第9条 福祉事務所長は、追加給付金の給付事業の実施に当たり、給付対象者の要件、申出の方法、申出期限等の事業の概要について、広報紙への掲載等により、住民への周知を行うものとする。

(申出が行われなかった場合等の取扱い)

第10条 福祉事務所長が、前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、申出権者から第7条の申出の期限までに第4条第1項の規定による申出が行われなかったときは、申出権者が追加給付金を受けることを辞退したものとみなす。

3 福祉事務所長が、第8条の規定による決定を行った後、書類の不備による振込不能等があり、福祉事務所長が確認等に努めたにもかかわらず、当該書類の補正が行われないことその他申出者の責に帰すべき事由により給付できなかったときは、当該申出は取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第11条 偽りその他の不正の手段により追加給付金の給付を受けた者は、追加給付金を福祉事務所長に返還しなければならない。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第12条 追加給付金の給付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、追加給付金の支給に関し必要な事項は、福祉事務所長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、決裁の日施行し、令和8年8月1日から適用する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年7月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第4条の規定による申出を行った者に係るこの要綱の規定については同日後も、なおその効力を有する。

平成 25 年生活扶助基準改定に関する最高裁判決を踏まえた
保護費の追加給付に係る申出書

福祉事務所長 殿

申出年月日 年 月 日

現 住 所

氏 名

電 話 番 号

平成 25 年 8 月から令和 8 年 3 月までの期間について、下記のとおり、相違ないため、追加給付に係る必要書類を添えて申し出ます。

記

1. 世帯構成（平成 25 年 8 月から令和 8 年 3 月までの期間において、保護を受給していた世帯員すべてを記載してください。申出日時点で死亡している世帯員については「死亡」欄に○をしてください）

（フリガナ） 氏名	世帯主 との続柄	生年月日	生活保護受給期間 （ 年 月 日）	死亡 （申出日 時点）
	世帯主 本人	年 月 日	～	
		年 月 日	～	
		年 月 日	～	
		年 月 日	～	
		年 月 日	～	
		年 月 日	～	
		年 月 日	～	

※ 本申出は、申出先の自治体で保護を受給されていた期間の世帯主が行うものとなります。世帯主が現在死亡されている場合は、留意事項の※ 2 を参照してください。

※ 申出先の自治体で保護を受給されていた期間について、記入してください。
（他の自治体で保護を受給されていた期間がある場合は、別途その自治体へ申出が必要となります。また、申出先の自治体で複数回保護を受給されている場合は、それぞれの期間ごとに申出が必要となります。）

※ 「生活保護受給期間」について、大学就学等により、世帯分離となっている期間を除いてください。

次ページへ続く

2. 保護を受給していた当時の居所（選択肢をチェックしてください。）

申出先の自治体で保護を受給されていた期間の居所が、

☐ 現住所と同じ

☐ 現住所と異なる（異なる場合は以下の「当時の居所」及び「期間」を記載願います。）

※複数の居所がある場合は、追加で記載願います。

（当時の居所）

（期間） 年 月 日～ 年 月 日

（当時の居所）

（期間） 年 月 日～ 年 月 日

（当時の居所）

（期間） 年 月 日～ 年 月 日

※ 居所には、当時住んでいた場所を記載ください。

3. 振込先口座

以下の記入に加え、これらの口座情報が確認できる通帳等の写しを添付してください。

（フリガナ） 口座名義	金融機関名	支店名	口座種別 （普通/当座）	口座番号

※ 振込口座の名義は、申出者本人名義のものに限ります。

4. 申出者以外の世帯員の連絡先（複数人世帯の場合）

複数人世帯の場合は、申出者へ連絡がつかないときの連絡先（他の世帯員）を記載してください。申出内容の確認等のため、必要に応じてご連絡することがあります。

他の世帯員の氏名

電話番号（携帯または自宅）

—

—

次ページへ続く

5. 加算等の申出

当時の最低生活費の確認のため、申出者及び世帯員について、該当する加算等を記載してください。（該当がない場合は、記載不要。）

※ 加算等の該当がある場合は、併せて挙証資料を提出してください。なお、挙証資料の提出がない場合であっても申出書を受け付けできますが、加算等について算定ができない場合があります。

[illegible]

※ 複数の該当期間がある場合は、適宜追加で余白に記載ください。

申出に係る加算等の種類	該当する内容 (平成 25 年 8 月から令和 8 年 3 月までのうち、該当がある場合に記載ください。)	挙証資料の例
母子加算 (当時、ひとり親世帯の期間があり、母子加算が算定されていた期間を記載してください。)	氏名 : 期間 : 年 月 ~ 年 月	児童扶養手当の証書・通知書 または 母子加算の決定に関する保護決定通知書
妊産婦加算 (当時、妊産婦の期間があり、妊産婦加算が算定されていた期間を記載してください。)	氏名 : 期間 : 年 月 ~ 年 月	母子健康手帳 または 妊産婦加算の決定に関する保護決定通知書
在宅患者加算 (当時、在宅患者加算が算定されていた期間を記載してください。)	氏名 : 期間 : 年 月 ~ 年 月	結核治療に係る書類 または 在宅患者加算に関する保護決定通知書
放射線障害者加算 (当時、放射線障害者加算が算定されていた期間を記載してください。)	氏名 : 期間 : 年 月 ~ 年 月	被爆者健康手帳、原爆症認定に係る書類 または 保護決定通知書
未成年者控除 (20 歳未満控除) (当時、20 歳未満で、就労収入があり、未成年者控除(20 歳未満控除)がされていた期間を記載してください。)	氏名 : 期間 : 年 月 ~ 年 月 就労先 :	20 歳未満の就労に係る給与明細、通帳履歴(就労収入の状況が分かるもの) または 20 歳未満控除に関する保護決定通知書

※複数の該当期間がある場合は、適宜、追加で余白に記載ください。

申出書の記載内容は以上となります。

【留意事項】

- ※ 1 不実の申請その他不正な手段により申出に基づく支給を受けた場合は、刑法の規定によって処罰されることがあります。
- ※ 2 本申出は当時の世帯主が行うものとなります(当時の世帯主が複数存在する場合は、保護廃止時点における世帯主。以下同じ。)。当時の世帯主が死亡している場合は、当時の世帯主に準ずる者が申出を行ってください。(準ずる者は、①配偶者(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。)、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹、⑦曾孫又は⑧甥姪の順となる。)。なお、同一順位の者が複数いる場合は、代表するものが申出を行ってください。
- ※ 3 申出権者による申出が困難な場合で、代理人が申出するときは、別途委任状を添付ください。
- ※ 4 申出内容の確認等のため、申出者の連絡先へ、必要に応じてご連絡することがあります。

福祉事務所長 殿

同意書

平成 25 年生活扶助基準改定に関する最高裁判決を踏まえた保護費の追加給付の決定のために必要があるときは、私及び私の世帯員（以下「私等」という。）の保護の受給状況を確認するため、貴福祉事務所が官公署、日本年金機構等（以下「官公署等」という。）に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求めることに同意します。

また、貴福祉事務所の調査又は報告要求に対し、官公署等が報告することについて、私等が同意している旨を官公署等に伝えて構いません。

年 月 日

住所

氏名

【申出に当たってのチェックリスト】

① 申出書に添付する書類

下記が全て添付されているかチェックの上、申出をお願いいたします。

(電子申出(マイナポータル等)の場合は写真を添付、郵送の場合は写しを添付願います。)

【必ずご提出いただく資料】

- ☐ 以下のいずれか一つ(申出者の本人確認書類)
 - ：マイナンバーカードの写し(表面(番号の記載がない面))、運転免許証の写し、在留カードの写し、障害者手帳の写し、パスポートの写し等の身分確認書類など
- ☐ 全世帯員の戸籍謄本の写し(全部事項証明書)
 - ※ 原則として、発行から3か月以内の戸籍謄本を添付してください
 - ※ 当時の姓が現在の姓と異なる場合は、併せて、当時の姓が記載された戸籍謄本を添付してください
 - ※ 離婚等によって、当時の世帯員が申出者の戸籍から除籍となっている場合、申出者において戸籍の第三者請求により、除籍となった世帯員の現在の戸籍謄本を請求することができます
 - ※ 保護受給中の場合は、戸籍謄本に代えて保護受給証明書によることも可
 - ※ 以下、戸籍謄本の提出を要さない場合があります
 - ・ 電子申出(マイナポータル等)において存否確認等ができる場合であって、追加給付の対象期間において継続して単身世帯であった場合
 - ・ 追加給付の対象者が、申出先の自治体の窓口に来所して本人確認が取れた場合
- ☐ 外国人の場合は、全世帯員の住民票の写し
 - ※ 原則として、発行から3か月以内の住民票を添付してください
 - ※ 保護受給中の場合は、住民票に代えて保護受給証明書によることも可
 - ※ 以下、住民票の提出を要さない場合があります
 - ・ 電子申出(マイナポータル等)において存否確認等ができる場合であって、追加給付の対象期間において継続して単身世帯であった場合
 - ・ 追加給付の対象者が、申出先の自治体の窓口に来所して本人確認が取れた場合
- ☐ 申出者本人の「3. 振込先口座」記載の口座情報が確認できる預貯金通帳の写し、または、キャッシュカードの写し
- ☐ 同意書(追加給付に当たって必要な調査に係る同意)

【必要に応じて提出いただく資料】

- ☐ 「5. 加算等の申出」で必要とされる挙証資料
- ☐ 代理による申出を行う場合は、委任状、身分確認書類、本人との関係を証する書類

② 記載事項

下記をチェックの上、申出をお願いいたします。

- ☐ 申出者が保護受給当時の世帯主(当時の世帯主が死亡している場合は、当時の世帯主に準ずる者)となっているか
- ☐ 申出先の自治体で保護を受給されていた期間の世帯員が記載されているか(当該期間に世帯内にいない方については、追加給付の対象外となります)
- ☐ 振込口座が申出者本人の名義のものとなっているか
- ☐ 加算等の該当がある場合、該当する方の氏名や該当期間が記載されているか
- ☐ 連絡先が記載されているか